

調査研究広報滞在費の見直しを求める意見書

国会議員に月額100万円支給される文書通信交通滞在費は、今年4月、国会法等の改正により、日割り支給に改められるとともに名称を「調査研究広報滞在費」へ変更されました。

しかし、使途基準の明確化と公開、未使用分の国庫返還などの課題は先送りとされ、与野党協議会にて協議し結論を得るとされました。

文書通信交通滞在費は国会議員が行政監視機能を果たし、議会制民主主義を支えるための必要な経費です。しかし、その原資は税金であり国民の理解が必要です。

4月の法改正により、日割り支給こそ盛り込まれたものの、名称変更に伴い使途目的が拡大されています。これまで目的外使用と指摘されてきた選挙への支出も東京在住議員にも一律支給されてきた滞在費も温存され、さらにその目的に「広報」「国民との交流」などが加えられました。居酒屋での飲食さえ可能になりかねず、これでは、日割り支給議論に便乗したご都合主義ではないかと批判の声が上がっています。

調査研究広報滞在費の「使途」「公開」「返還」について、国民の理解が得られる制度へ抜本の見直しを早急に図られることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月27日

摂津市議会